

長岡技術科学大学学生のLGBT等に関する対応ガイドライン

令和3年4月1日

I. 基本理念

本学は、「社会の変化を先取りする“技学”を創成し、未来社会で持続的に貢献する実践的・創造的能力と奉仕の志を備えた指導的技術者を養成する」ことを理念に掲げています。この理念のもと、人種、性別、性的指向、性自認その他、学生の持つ多様性を平等に尊重し、多様な個性を持った学生を優れた技術者として社会に輩出することで持続可能な世界の発展に貢献すること、また、誰一人取り残さない社会の実現に取り組み、SDGsの達成を推進することを本学の重要な使命としています。

本学は、LGBT等(Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender及び他のセクシュアリティを含む)について、以下の方針のもと、一人一人の個性が尊重され、存分に教育研究に研鑽できる環境の構築に取り組みます。

1. 性の多様性を尊重します

すべての学生の人権・人格及び性の多様性を尊重し、性別や性的指向、性自認を理由とした差別が行われないよう環境の構築に取り組みます。

2. 自己決定を尊重します

性自認や性的指向に関わる表現や、それらに関わる情報の開示・非開示は、当事者の意思により決定されるものであり、その自己決定を尊重します。また、個人情報の保護を徹底し、アウティングの予防に努めます。

3. 修学の妨げを取り除き、大学生活における平等な環境の構築に努めます

多様な性をもつ学生が、そのことにより教育研究活動が阻害されず、平等に大学生活を送れるよう合理的に配慮を行い、環境づくりに取り組みます。

II. 本学における具体的対応

1. 相談窓口と相談体制

①相談窓口

本学では、LGBT等の相談窓口として学生総合支援センターにある『学生なんでも相談窓口』が相談に対応しています。

ここでは、主に学生や家族等を対象に本ガイドラインに示した内容を中心に相談ができます。現状において対応可能な内容は個別の状況や大学側の事情にもよるため、必ずしも希望に添えない場合もありますが、まずは気軽に相談をしてください。

また、『学生なんでも相談窓口』以外の教職員に相談することもできますが、相談内容によっては、当該教職員が『学生なんでも相談窓口』と対応を確認しながら、連携して取り組むこととしています。

②相談後の流れ

『学生なんでも相談窓口』では、相談内容により、必要な場合は関係の部署等と連携し、対応します。その際、連携の範囲や内容については事前に本人と確認のうえ対応します。守秘義務を負った担当者に対応するので、安心してご相談ください。

2. 氏名・性別の情報とその管理について

①氏名の変更

本学における学生の氏名の取扱いは、学籍簿上の表記に基づき取り扱われます。学籍簿の氏名の表記は本名（戸籍上の氏名）を原則としていますが、学生が自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合、学生本人からの申し出により、所定の手続きを経たうえで当該通称名の使用が認められた場合は、学内において、自認する性に基づく通称名を使用することを可能としています。

この場合、本学が発行する証明書等（成績証明書や学位記等）の氏名の記載については、可能な範囲で柔軟に対応します。

ただし、自認する性に基づく通称名を使用することにより不利益が生じた場合は、本人の責任において対応していただくことになります。

②性別の変更

戸籍上の性別の変更があった場合、学生本人からの申し出により、学籍簿上の性別を変更します。

③性別情報の扱い

当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されないことがないよう、慎重に取り扱います。

学生・教職員等に配布・掲示する名簿等には、原則として性別欄を設けません。

④大学が発行する証明書等の性別記載

大学が発行する証明書等には、特に必要なもの以外は性別の記載はしません。

⑤大学に提出する書類における性別情報の記入

大学に提出する申請書や届出書等の諸書類の様式について、特に必要と認められるもの以外は、性別欄を設けないこと又は記入を要しないこととしています。

3. 授業等について

①履修について

授業等において、性別で区別した活動は、特に必要な場合以外は行わないこととしています。

②更衣室使用

個別対応を事前に相談することができますが、施設の状況によって対応が難しい場合もあります。

③用具

特に必要な場合以外に性別によって個別の用具の使用を求められることのないよう、事前に相談ができます。

④学外実習（実務訓練、教育実習等）について

本学では、本学大学院に進学を予定する学部4年生に対し、必修科目として約5か月間の企業実習『実務訓練』を課しています。この実務訓練や教育実習をはじめとする学外機関での実習等の履修等にあたり個別対応の相談を受け付け、必要に応じて派遣先機関との調整を行います。

⑤グループ分け

学生のグループ分けにおいて、性別でのグループ分けが不必要に行われることがないよう周知を図っています。

ただし、宿泊や脱衣、身体が接触する活動を伴う場合には、グループ分け等についての本人の希望を授業担当者又は相談窓口等で受け付け、関係者等が調整し対応します。

⑥呼称

授業等における呼称は、自認する性にに基づき、事前の相談により学生の要望に沿うことが可能な場合があります。

教職員には、学生に対する呼称を性別で使い分けず、統一することを推奨しています。

4. 学生生活について

①定期健康診断

本学で実施する定期健康診断については、原則として、健康診断に関する日程表のとおり実施しますが、個別対応を希望する場合は、事前に体育・保健センターに申し出をし、対応について相談することができます。

②学生宿舎

本学には、複数の学生用宿舎がありますが、棟やフロアが男女別に分かれて、かつトイレや浴室等の設備が共用のものもあります。これらの宿舎の入居については、状況により希望に添えるとは限りませんが、事前に相談することが可能です。

③多目的トイレ

本学には学内に誰でも使用できる多目的トイレの設置があります。

④入学式・卒業式等での服装

入学式や卒業式等においては、式典であることを踏まえた上で、多様なアイデンティティに基づいた服装で参加することができます。

5. 就職活動、インターンシップ等

個別対応の相談を受け付け、状況により必要に応じて就職希望先との調整等を行います。

個別の相談内容の具体的な対応方法等については、それぞれのケースによって異なりますので、本ガイドラインでは記載せず、今後別途用意するQ&A集にて記載する予定です。